(仮称)新・日明工場建設事業

事後調査報告書

令和 8 年 10 月

北九州市

目　　次

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 …… 1-1

第 2 章 事業の名称、目的及び内容 …… 2-1

2.1 事業の名称 …… 2-1

2.2 事業の目的 …… 2-1

2.3 事業の種類 …… 2-1

2.4 事業の規模 …… 2-1

2.5 事業実施区域 …… 2-2

2.6 事業計画の概要 …… 2-4

2.6.1 本事業の対象範囲に関する事項 …… 2-4

2.6.2 施設の構造等に関する事項 …… 2-5

2.6.3 施設の稼動に関する事項 …… 2-9

2.6.4 工事に関する計画等 …… 2-13

2.7 事業計画に反映した環境保全措置 …… 2-14

2.7.1 工事の実施 …… 2-14

2.7.2 土地または工作物の存在及び供用 …… 2-16

第 3 章 事後調査の実施内容 …… 3-1

3.1 事後調査項目 …… 3-1

3.2 事後調査の内容 …… 3-3

3.2.1 工事の実施 …… 3-3

3.2.2 土地または工作物の存在及び供用 …… 3-6

3.3 事後調査の実施に係る受託者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地 … 3-9

第 4 章 事後調査結果及びその検討結果 …… 4-1

4.1 工事の実施 …… 4-1

4.1.1 工事資材の搬入出に伴う大気汚染 …… 4-1

4.1.2 建設機械の稼働に伴う騒音の発生 …… 4-7

4.1.3 工事資材の搬入出に伴う騒音の発生 …… 4-11

4.1.4 建設機械の稼働に伴う振動の発生 …… 4-16

4.1.5 工事資材の搬入出に伴う振動の発生 …… 4-20

4.1.6 工事に伴う副産物の発生 …… 4-25

4.2 土地または工作物の存在及び供用 …… 4-30

4.2.1 施設の稼働に伴うばい煙の発生 …… 4-30

4.2.2 施設の稼働に伴う騒音の発生 …… 4-53

4.2.3 施設の稼働に伴う振動の発生 …… 4-59

4.2.4 施設の稼働に伴う悪臭の漏洩 …… 4-65

4.2.5 施設の稼働に伴う廃棄物の発生 …… 4-71

4.2.6 施設の稼働に伴う二酸化炭素の排出 …… 4-74

第 5 章 その他事後調査に関し参考となる事項 …… 5-1

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事　業　者　の　名　称　：　北九州市

代　表　者　の　氏　名　：　北九州市長　武内　和久

主たる事務所の所在地　：　北九州市小倉北区城内1番1号

第2章 事業の名称、目的及び内容

2.1 事業の名称

（仮称）新・日明工場建設事業

2.2 事業の目的

家庭ごみ・事業系ごみ（一般廃棄物）については、適正に処理・リサイクルすることが重要であり、そのためにはごみ処理施設の機能を維持・向上させていくとともに、大規模災害への対応、温室効果ガスの排出削減、広域処理等の視点を含めて考えていく必要がある。資源化施設を含めた既存のごみ処理施設については、ストックマネジメント手法により財政負担を抑制しつつ、処理能力等の機能の維持・向上に努めている。

そのような中で、現在稼働中の日明工場（以下、「現日明工場」と表記）は竣工から30年を超え、令和6年頃には施設の使用年限を迎える。北九州市のごみ量の将来推計からすると、新たな焼却工場の整備を行わない場合、現在受入処理をしている他都市のごみだけでなく、本市のごみについても処理能力が不足するおそれがあるため、新しい日明工場（以下、「新・日明工場」と記載）を建設し、北九州市の一般廃棄物を安定的・効率的に処理することを計画している。

本事業は、廃止が予定される日明工場の代わりに新たな廃棄物処理施設を設置するものであり、北九州市における一般廃棄物の安定的・効率的な処理の確保を目的としている。

2.3 事業の種類

本事業は、北九州市環境影響評価条例施行規則（平成11年6月10日 北九州市規則第33号）第2条別表第1に掲げられた以下の種類に該当する。

事業の種類：廃棄物処理施設の建設事業
（焼却処理能力が50t/日以上の一般廃棄物処理施設の設置の事業）

2.4 事業の規模

新・日明工場の処理能力は508t/日を計画している。処理能力の設定は、将来的な市内ごみ排出量及び他都市のごみ受け入れ量、災害廃棄物処理対応のための余剰能力の確保、市内他焼却施設の処理能力低下の程度を踏まえて、将来的な市内全体のごみ処理能力不足を解消できる規模を設定した。

焼却能力：508t/日（参考：現日明工場　600t/日）

2.5 事業実施区域

事業実施区域は、現日明工場と同じ敷地にある北九州市の所有地で、粗大ごみ資源化センター及び日明かんびん資源化センターが立地していた区域である（図2.5.1～図2.5.2参照）。都市計画法に基づく用途地域区分は“工業専用地域”である。

所 在 地　：北九州市小倉北区西港町96番地の2

用地面積　：17,673m^2（現日明工場を含む敷地面積：33,297m^2）



図2.5.1　事業実施区域の位置



本図は地理院タイル［全国最新写真（シームレス）］を使用し事業者が作成した。

図2.5.2　事業実施区域（航空写真）

資料：地理院タイル（http://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html）国土地理院

2.6 事業計画の概要

2.6.1 事業の対象範囲に関する事項

本事業の環境影響評価手続きに関する対象範囲を図2.6.1に示す。

本事業の環境影響評価手続きにおける対象範囲は、「（仮称）新・日明工場建設事業環境影響評価書」（平成31年3月、北九州市）において「新・日明工場の建設」と「新・日明工場の供用」とし、「現日明工場施設の解体・撤去」については対象外としている（図2.6.1参照）。

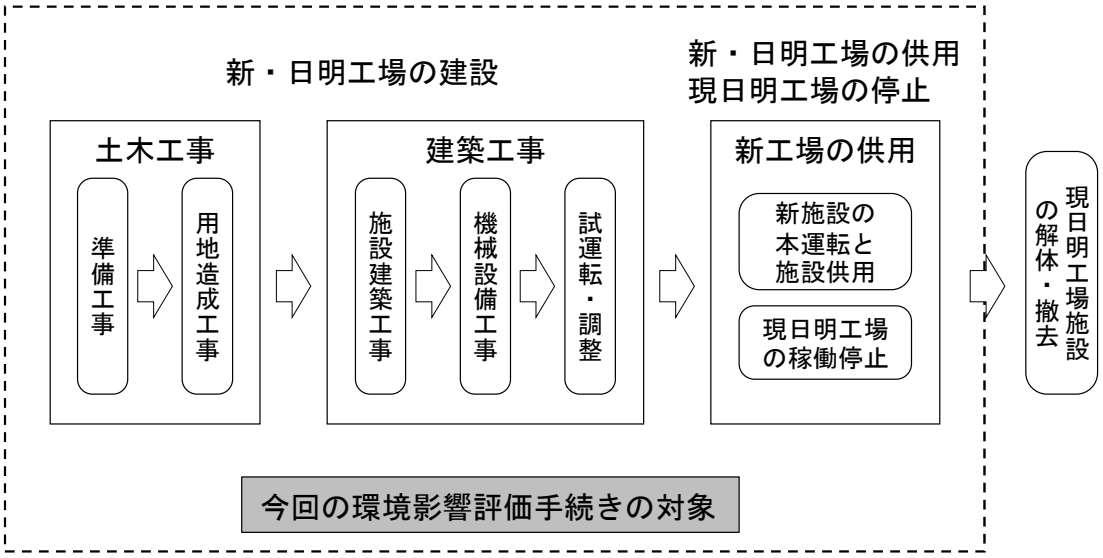


図2.6.1　本事業の環境影響評価手続きに関する対象範囲

2.6.2 施設の構造等に関する事項

(1) 施設の概要

施設の概要を表2.6.1、施設配置図を図2.6.2に、施設の構造を表2.6.2に示す。

現日明工場と同じ焼却炉形式のストーカ式燃焼炉を採用し、焼却炉構成は2基で運用する。また、余熱を利用した高効率発電設備を設置し、煙突の高さは59m、排ガス処理のうち脱硫・脱塩の処理方式は乾式処理方式とした。なお、新工場については設計の進捗に伴い評価書から計画内容を一部変更しているが、周辺環境への著しい影響がない事を確認している。

表2.6.1　施設の概要

項　目			内　容	
			新工場[1]	現工場
事業実施想定区域	所在地		北九州市小倉北区西港町96番地の2	
	名称		新・日明工場（仮称）	日明工場
	敷地面積		33,297m^2	
	用地面積		17,673m^2	15,624m^2
	用途地域の区分		工業専用地域（建ぺい率70%、容積率200%）	
施設概要	処理施設と延床面積		工場棟：　14,728m^2 管理棟：　1,352m^2 計量棟：　199m^2	工場棟：　14,792m^2 管理棟：　934m^2 計量棟：　35m^2
	焼却処理能力		508ｔ/日 (254t/日×2基)	600t/日 (200t/日×3基)
	処理形式（焼却炉形式）		全連続燃焼式ごみ焼却炉 （ストーカ式）	全連続燃焼式ごみ焼却炉 （ストーカ式）
	湿り排ガス量		148,000m^3N/h (112,390m^3N/h)[2]	約279,690m^3N/h
	煙突の高さ		59m	85m
	排ガス冷却施設		自然循環廃熱ボイラ （5.6MPa、430℃）	自然循環廃熱ボイラ （2.11MPa）
	熱回収設備		蒸気タービン発電機 （抽気復水式）　18,000kW 強制空冷式復水器	蒸気タービン発電機 （復水式）　6,000kW 強制空冷式復水器
	排ガス処理設備	集じん方式	バグフィルタ	バグフィルタ
		脱硫・脱塩	乾式処理方式（消石灰）[3]	湿式処理方式
		脱硝	触媒脱硝法（アンモニア水吹込）[4] 及び 無触媒脱硝法（アンモニア水吹込）	無触媒脱硝法（尿素水吹込）
		水銀	活性炭吹込(バグフィルタ回収)	活性炭吹込(バグフィルタ回収)
		ダイオキシン類	活性炭吹込(バグフィルタ回収) 触媒による分解除去[4]	活性炭吹込(バグフィルタ回収)
	白煙対策設備		なし	なし
	点火、助燃燃料		重油	灯油

備考　1）新工場は詳細設計の進捗によって最新の情報に更新した。
2）高質ごみ時の平均排出量を（　）書きで併記した。
3）詳細設計の進捗に伴い、苛性ソーダ吹込みも可能な施設とした。
4）詳細設計の進捗に伴い、触媒反応塔を追加設置した。

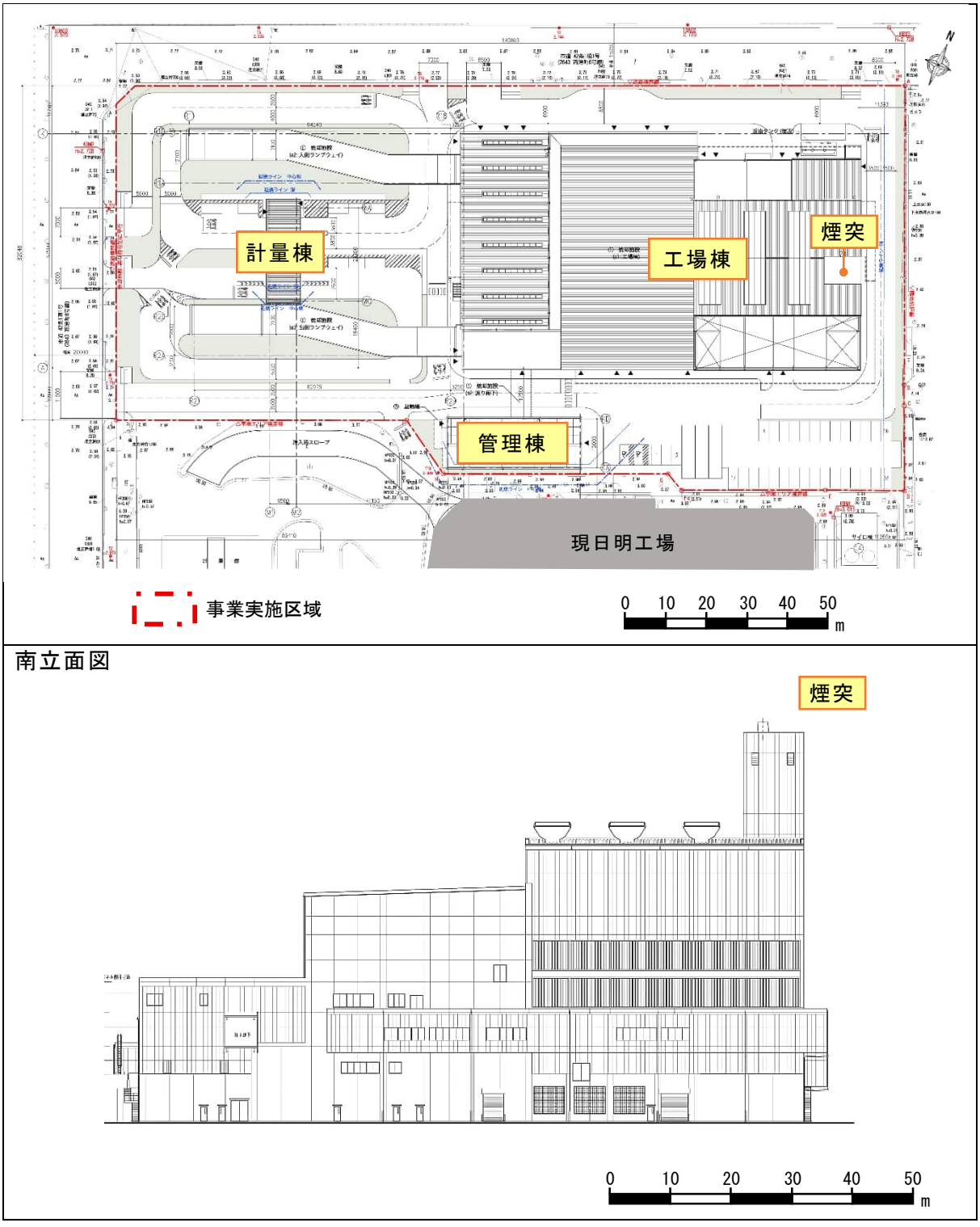


図2.6.2　施設配置図及び工場棟立面図

表 2.6.2　施設の構造

施設	構造	高さ	階数
工場棟	鉄骨造構造・鉄筋コンクリート造・ 鉄骨鉄筋コンクリート造構造	43.8m	地上7階
管理棟	鉄筋コンクリート造構造	19.4m	地上3階、塔屋階
計量棟	鉄骨造構造	6.15m	地上1階
煙　突	工場棟一体鉄骨造構造	59m	－

(2) 処理する廃棄物の種類と計画ごみ質

処理予定の廃棄物の種類を表2.6.3に、計画ごみ質を表2.6.4に示す。

廃棄物の種類は、一般廃棄物と受け入れ基準を満たす事業系ごみである。受入ごみの計画ごみ質は、現日明工場における過去のごみ組成分析データ（平成18～27年度）に基づいて設定した。

表2.6.3　処理予定廃棄物の種類

種　別	種　類	備　考
一般廃棄物	家庭系ごみ	資源化物を除く
	事業系ごみ	特別管理一般廃棄物を除く
産業廃棄物	紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ	

資料：「事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の受入基準」（北九州市公開資料）
「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物」（平成10年北九州市告示第183号）

表2.6.4　計画ごみ質

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量（kJ/kg）		6,500	10,740	13,000
三成分	水分（%）	47.1	27.0	16.6
	可燃分（%）	43.4	55.7	62.3
	灰分（%）	9.5	17.3	21.1
単位体積重量（kg/m^3）		240	195	170
元素組成（%）	炭素	48.6		
	水素	6.3		
	酸素	43.7		
	窒素	0.7		
	硫黄分	0.2		
	全塩素分	0.5		

備考）計画ごみ質は、施設計画策定時におけるプラントメーカーへの問合せ時点のごみ組成調査の最新情報から算出した。

資料：日明工場のごみ組成分析結果（平成18年度～27年度）より算出

(3) 主要な処理設備

主要な処理設備及びごみ処理フローを図2.6.3に示す。

主要な処理設備として、受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、通風設備、灰出し設備、余熱利用設備の他に、これらの設備を機能させるための電気設備、計装設備、給水設備、排水処理設備を設置する。

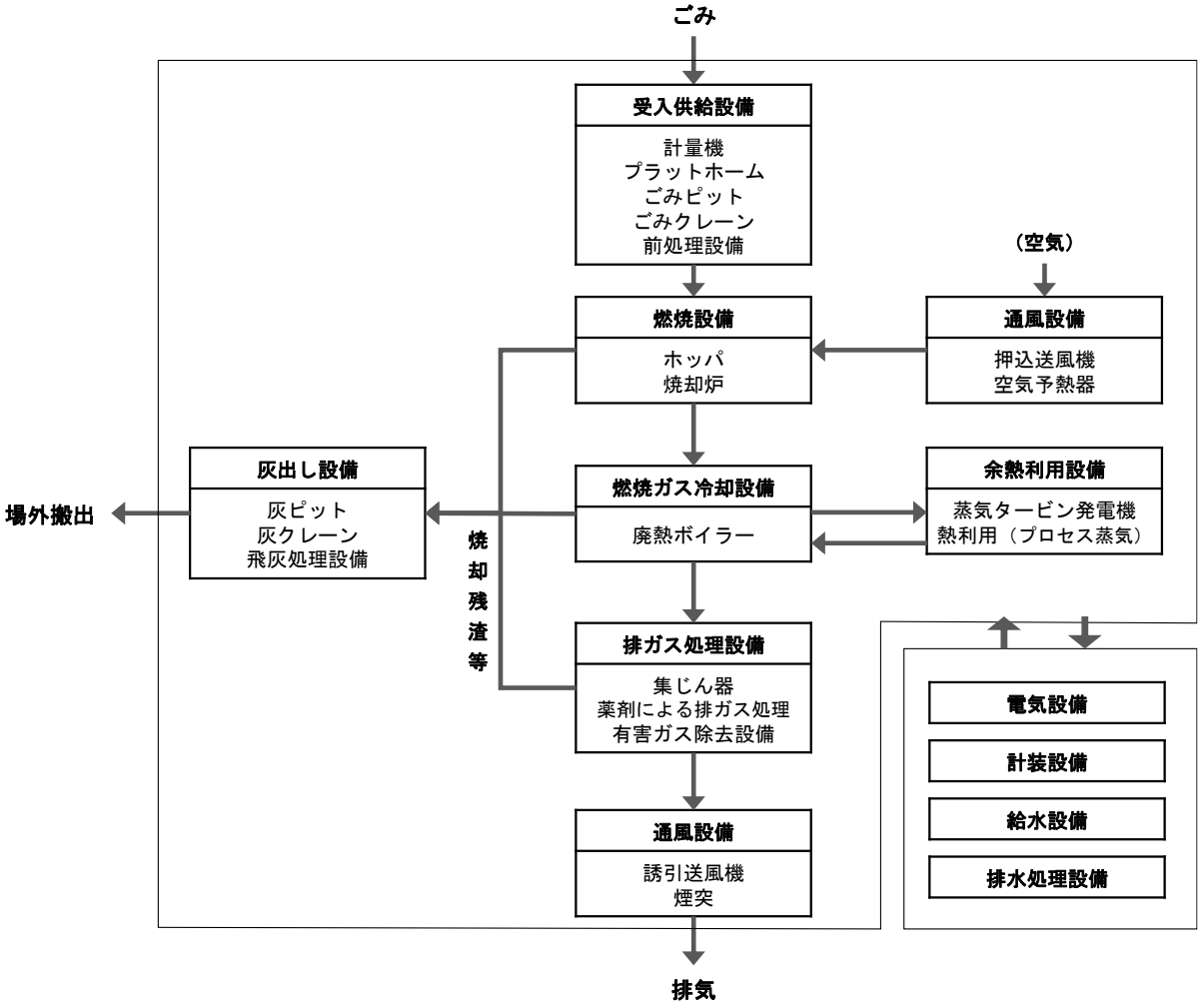


図2.6.3　主要処理設備のフロー図

2.6.3 施設の稼働に関する事項

(1) ばい煙に関する事項

ばい煙の排出に関する諸元を表2.6.5、排出濃度を表2.6.6、ばい煙に係る公害防止基準を表2.6.7に示す。

煙突の高さは59mを採用し、水銀以外の排出濃度は法令等による排出基準より厳しい公害防止排出基準を設定している。水銀については法令による排出基準値以下としており、今後の社会的要請、除去技術の動向を踏まえて、上乗せとなる排出基準の設定を検討していく。

表2.6.5　ばい煙の排出に関する諸元

項目		単位	諸元	
			新・日明工場	現日明工場【参考】
煙突	高さ	m	59	85
	本数	本	2	3
	内径	m	1.13	1.25
排ガス量[1)]	湿り	m^3N/hr	148,000(112,390)[2)]	279,690
	乾き	m^3N/hr	124,400(93,892)[2)]	241,740
排ガス出口温度		℃	180	130
排ガス速度		m/s	34.3 (25.8) [2)]	29.2
設計酸素濃度		%	7.2	15.2

1) 排ガス量は高質ごみの焼却かつ2炉運転時の排出量を明記している。
2) 新・日明工場の排ガス量及び排ガス速度は最大流量及び最大速度を記載し、高質ごみ燃焼時の流量と速度を（ ）書きで併記した。

表2.6.6　ばい煙の排出濃度

項目		単位	新・日明工場		現日明工場【参考】	
			標準酸素濃度条件(12%)	設計酸素濃度条件(7.2%)	標準酸素濃度条件(12%)	設計酸素濃度条件(15.2%)
排出濃度 [1)]	硫黄酸化物	ppm	30	46.0	40.1 [2)]	25.8
	窒素酸化物	ppm	50	76.7	200 [2)]	128.9
	ばいじん	g/m^3N	0.01	0.015	0.04 [2)]	0.03
	塩化水素	ppm	30	46.0	122 [2)]	78.6
	ダイオキシン類	$ng\text{-}TEQ/m^3N$	0.08	0.12	1 [2)3)]	0.64
	水銀	$\mu g/m^3N$	30	46.0	45 [4)]	29

1) 排出濃度は、標準酸素濃度条件（12%）における濃度と煙突から排出される時の酸素濃度条件（表2.6.5の設計酸素濃度）における濃度を併記した。

※排ガスの酸素濃度を踏まえた排出濃度の関係は以下のとおりである。

$$\text{排出濃度（標準酸素濃度）} = \text{排出濃度（設計酸素濃度）} \times \frac{(21-\text{標準酸素濃度}[\%])}{(21-\text{設計酸素濃度}[\%])}$$

※標準酸素濃度12%

2) 現日明工場の排出濃度は「一般廃棄物処理施設の維持管理計画（H31年3月　日明工場）」に示されている届出値（またはその換算値）を記載している。
3) ダイオキシン類については、設備の設置時期により既存施設（平成9年12月1日以前に設置）と新設施設（平成9年12月2日以降に設置）に区分され、それぞれに異なる排出基準値が適用される（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 平成11年総理府令第67号）。現日明工場と新・日明工場の排出濃度が異なるのは、それぞれの基準値以下とする除去能力をもつ設備を設置しているためである。
4) 水銀の排出濃度については、大気汚染防止法に係る水銀排出規制の基準値以下としている。平成30年4月1日以前に設置された既存施設に区分される現日明工場には、新・日明工場とは異なる基準値が設定される（大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令 平成28年環境省令第22号）。

表2.6.7　ばい煙に係る公害防止基準

項目	公害防止 排出基準	法令による 排出基準値 【参考】
硫黄酸化物（ppm）	30以下	201 2)
窒素酸化物（ppm）	50以下	250
ばいじん（g/m^3N）	0.01以下	0.04
塩化水素（ppm）	30以下	430 2)
ダイオキシン類（ng-TEQ/m^3N）	0.08以下	0.1
一酸化炭素（ppm）	30以下 （4時間平均）	100 3) （1時間平均）
水銀（μg/m^3N）	30以下	30

1）排出濃度の表示は乾きガス、酸素濃度12%換算値である。
2）硫黄酸化物及び塩化水素の大気汚染防止法に基づく排出基準値は排出量（m^3N/h）で規定されており、本表では比較のため濃度換算したものを併記している（硫黄酸化物はK値規制による基準値）。
3）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（第4条の5）」に定める一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準。

(2) ごみ収集車両に関する事項

収集・搬入車両の計画台数を表2.6.8に示す。

ごみの収集・搬入車両の台数は最大で約98,000台／年を計画している。収集対象範囲等の廃棄物収集に係る運用体制は変わらない計画であることから、収集・搬入台数は増加しない。

収集・搬入車両の通行経路は、図2.6.4に示す国道199号から市道西港町2号線を経由するルート、市道西港町1号線または臨港道路から市道西港町7号線を経由して市道西港町2号線に合流する2ルートの合計3ルートを計画している。

表2.6.8　収集・搬入車両の計画台数

搬入区分	搬入ごみ	使用車両	計画車両台数 （台/年）
計画収集	一般廃棄物（家庭系）	パッカー車（2～4t）	29,000
自己搬入	一般廃棄物（事業系）	パッカー車（2～4t）、トラック（2～4t）、軽トラック、普通車	66,000
	一般廃棄物（他都市）	10tトラック	80
	併せ産廃	パッカー車（2～4t）、トラック（2～4t）、軽トラック、普通車	2,900
	その他	トラック（2～4t）、軽トラック	20
合計			98,000

1）その他には景観作業ごみが含まれる。



図2.6.4　廃棄物収集車の通行経路

(3) 用水に関する事項

現日明工場の用水は、上水及び中水[1]（下水処理水）を使用しており、地下水は利用していない。新・日明工場の用水は上水を使用する。

(4) 排水に関する事項

施設から発生するプラント排水及び生活排水については、適切に有害物質及び汚濁物質の除去処理を行い、下水道へ放流する。

(5) 騒音・振動に関する事項

現日明工場では、一般廃棄物処理施設の維持管理計画に基づき、著しい騒音・振動に対して、そのレベルに応じたラギングや防音壁等の防音・防振装置による対策を実施している。新・日明工場についても、同等もしくは必要に応じてそれ以上の騒音・振動防止対策を講じることとしている。

事業実施区域は「振動規制法」の特定工場等の振動規制の指定区域には該当しないが、振動に係る公害防止目標として第2種区域の基準値以下を設定する。

(6) 悪臭に関する事項

現日明工場では、一般廃棄物処理施設の維持管理計画に基づき、ごみ投入扉からの悪臭の拡散を防止している。具体的には「ごみピット内への消臭剤の噴霧」や「ピット内の負圧調整による投入扉開放時の悪臭漏洩の防止」等を行っている。新日明工場については、同等もしくは必要に応じそれ以上の悪臭拡散防止の対策を講じることとしている。

(7) 廃棄物

焼却残渣等の廃棄物が発生するため、関係法令に基づき適正に処分することを計画している。廃棄物処理の運用では、安定的な燃焼条件の維持により焼却残渣に含まれる有害物質の発生を抑制する。そのために焼却主灰について、「熱灼減量[2]を2%以下」及び「ダイオキシン類の含有濃度を0.1ng-TEQ/g以下」とする目標基準を設定する。

(8) 周辺地域の生活環境保全のための監視

排ガスの性状や放流水の水質等を対象に法令等に基づく監視及び定期的な測定を行い、施設の稼働による環境への影響が周辺地域の環境の保全に必要な負荷量以下であることを確認する。

[1] 生活排水や産業排水を処理して飲用以外の用途に再利用する水のことである。水洗トイレ、公園の噴水等、人体と直接接しない目的や場所で用いられる。

[2] 焼却残さに含まれる未燃分（燃え殻や有機物等の燃焼可能なもの）が残さの全量に占める割合（重量比）で、焼却における無害化や燃焼の安定化の程度を示す。

2.6.4 工事に関する計画等

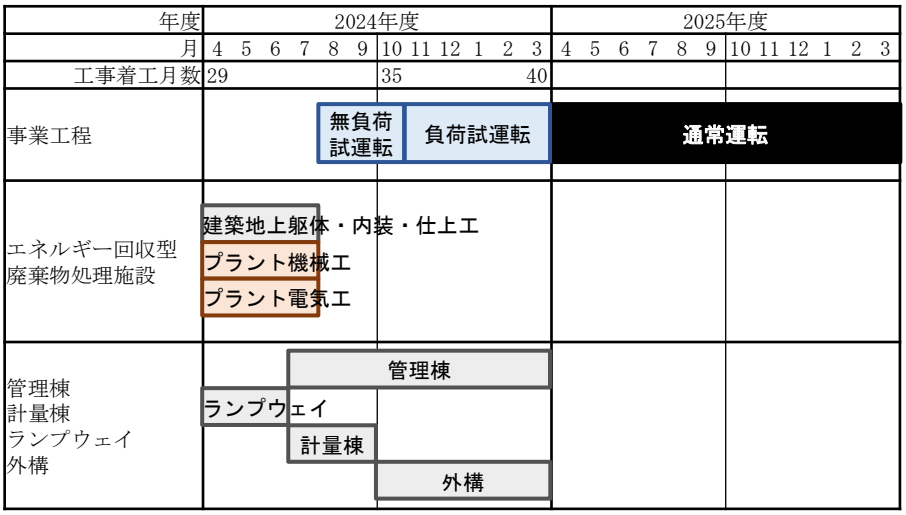
(1) 工程計画

工事の工程計画を表2.6.9に示す。

工事は2021年度に着工し、2022年度に廃棄物処理施設の土木・基礎・地下躯体工及び地上躯体工、2023年度にプラント機械工を開始した。地上躯体工、プラント機械工が2024年7月までに完了し、8月から無負荷試運転に入る。運転開始は2025年度を予定しており、工事着工から運転開始までの期間は40ヶ月としている。

表2.6.9　工事工程計画





(2) 資材等の運搬計画

工事の実施における工事用車両の通行経路は、廃棄物収集車と同じ経路を使用している（図2.6.4参照）。

2.7 事業計画に反映した環境保全措置

本事業の実施にあたり、「（仮称）新・日明工場建設事業環境影響評価書」（平成31年3月、北九州市）に記載した環境保全措置及び実施設計の検討結果から追加した項目は以下のとおりである。これらの一部については、環境影響評価の予測条件として考慮している。

2.7.1 工事の実施

(1) 大気質

［工事用資材等の搬入出］

- 乗合い通勤の徹底等、通行する車両台数の削減に努める。
- 搬入出車両を集中させない工事管理や運行管理を行う。
- 走行速度や加速の程度、アイドリングストップなど、環境への低負荷運転の励行、指導に努める。

［掘削・盛土の土工］

- 粉じんの発生防止に適切な工法の選定及び作業手順の改良に努める。
- 工事期間中は定期的な散水の実施、飛散防止シートによる養生などで粉じんの発生及び拡散防止の対策を講じる。

(2) 騒音

［建設機械の稼働］

- 建設用機械等は、低騒音型機械を積極的に採用するように努める。
- 騒音の低減に適切な工法及び手順の改良を行い、運用の効率化やアイドリング時間の短縮等の対策を講じる。
- 騒音が発生する工程の集中化を避けるように工事工程の平準化を図る。
- 工事期間中の仮囲いの実施など騒音の伝搬防止策を行う。
- 建設機械の点検・整備により、性能の維持に努める。

［工事用資材等の搬入出］

- 乗合い通勤の徹底等、通行する車両台数の削減に努める。
- 搬入出車両が集中させない工事管理や運行管理を行う。
- 走行速度や加速の程度、アイドリングストップなど、環境への低負荷運転の励行、指導に努める。

(3) 振動

［建設機械の稼働］

- 建設用機械等は、低振動型機械を積極的に採用するように努める。
- 振動の低減に適切な工法及び手順の改良を行い、運用の効率化やアイドリング時間の短縮等の対策を講じる。
- 振動が発生する工程の集中化を避けるように工事工程の平準化を図る。
- 建設機械の点検・整備により、性能の維持に努める。

［工事用資材等の搬入出］

- 乗合い通勤の徹底等、通行する車両台数の削減に努める。
- 搬入出車両を集中させない工事管理や運行管理を行う。
- 走行速度や加速の程度、アイドリングストップなど、環境への低負荷運転の励行、指導に努める。

(4) 土壌

［掘削・盛土の土工］

- 一時保管される掘削土砂は、シートによる保護または灌水等を行い、周辺への飛散を抑制する。
- 地下掘削時の地下水の揚水方式を、釜揚揚水等の汚染土壌に接触しない方式を採用し、汚染の拡散を防ぐ。

(5) 廃棄物等

［掘削・盛土の土工、工事用工作物の設置］

- 一般的な資材について包装梱包が簡易なものを選定するように努める。
- 建設発生土を可能な限り場内利用または他の工事で再利用を図り、建設発生土の搬出量を削減する。

2.7.2 土地または工作物の存在及び供用

(1) 大気質

［施設の稼働（ばい煙の発生）］

- 法令等の規制基準より厳しい排出基準を達成できる排ガス処理設備（バグフィルタ、薬剤処理施設）を導入し、排ガス濃度を低減させる。
- 運転管理を適切に行い、ごみ質の均一化及び適正負荷による安定した燃焼状態の維持に努める。
- 点検、整備・補修等を定期的に実施し、各設備の性能の維持及び向上に努める。

(2) 騒音

［施設の稼働（設備等の稼働）］

- 騒音の低い設備の採用に努め、騒音の発生を低減させる。
- 騒音発生設備を可能な限り建屋内へ配置し、騒音の伝搬を抑える。
- 屋外に設置する大きな騒音を発生する設備には個別の防音対策を検討する。
- 工場建屋と外部との出入口にはシャッター等を設置し、可能な限り外部への伝搬を抑制させる。
- 点検、整備・補修等を定期的に実施し、各設備の性能の維持及び向上に努める。

(3) 振動

［施設の稼働（設備等の稼働）］

- 振動の低い設備の採用に努め、振動の発生を低減させる。
- 大きな振動を発生する設備は、個別の防振対策の実施を図る。
- 点検、整備・補修等を定期的に実施し、各設備の性能の維持及び向上に努める。

(4) 悪臭

［施設の稼働（悪臭の漏洩）］

- プラットホーム出入口に自動扉を設置し、ごみピットと建屋外部を極力遮断させる。
- エアカーテンの稼働と自動扉の開閉を連動させ、建屋内部から外部への周期の漏洩を削減させる。
- 必要に応じてごみピット内へ防臭剤を噴霧し、強い臭気の発生を抑える。
- ごみピット内を負圧に保ち、外部への悪臭の漏洩を防止する。
- ごみピット内の負圧の維持が困難な焼却炉の停止期間においても脱臭装置の稼働により悪臭の漏洩を防止する。

(5) 景観

［施設の存在］

- 施設及び屋外設備の形態意匠については、北九州市景観計画及び景観誘導地域の規制基準を遵守する。
- 施設の形態意匠等について、景観アドバイザー等の専門家から技術的な指導・助言を受け、日明地区の景観目標「都心に隣接する地区として落ち着きのある景観形成」を反映させた施設外観及び構造とする。

(6) 廃棄物等

［廃棄物等の発生］

- 施設見学等の啓発活動及び環境施策の推進、搬入物監視によりごみの分別を図り、不可燃物を削減する。
- 廃棄物の資源利用方策を検討し、廃棄物の資源化を進める。
- 排ガス処理において、高反応消石灰の使用及び排ガス監視と連動した薬剤投入のフィードバック制御等により薬剤の使用量を最適な状態に保つ。

(7) 温室効果ガス等

［施設の稼働（設備等の稼働）］

- 施設見学等の啓発活動及び環境施策の推進、搬入物監視によりごみの分別を図り、不可燃物を削減する。
- 不要な照明の消灯や冷暖房温度の適正な設定など運用における節電に努めて、消費電力を削減する。
- 発電等の廃熱利用によるエネルギー回収を計画しており、回収エネルギーの有効利用等で温室効果ガス排出量の削減に努める。